

第62回静岡県行政不服審査会会議録（議事要旨）

日 時	令和4年5月25日（水） 午後1時30分から午後3時15分まで
場 所	静岡県庁別館2階第3会議室B
出席者 職・氏名	委員（敬称略、五十音順） 青島邦好、関谷綾子、根本 猛、細井爲行、渡辺 央 事務局 法務課長代理兼訟務班長 河合隆晴 ほか法務課職員
議 題	諮問案件の審議 ほか

1 審議事項

- (1) 諮問案件の審議（処分についての審査請求 5件）
- (2) 審理員審理の状況（事務局説明）

2 審議内容

(1) 諮問案件の審議

知事から諮問のあった次の処分に係る審査請求について審議した。

ア 児童扶養手当支給停止処分（事件番号503-14）

前回の審議内容を基に作成された答申書案について審議した。

【審議結果】 審査庁の棄却の意見を妥当とする。

イ 法人事業税及び地方法人特別税更正処分並びに過少申告加算金決定処分（事件番号503-13）

前回の審議内容を基に作成された答申書案について審議した。

【審議結果】 審査庁の棄却の意見を妥当とする。

ウ 生活保護費用返還決定処分（事件番号502-3）

前回の審議内容を基に再度審議し、答申の方向について検討した。

○委員からは、主として次のような意見があった。

- ・本件過支給の全額を返還対象としたことについて、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとはいえない。
- ・本件処分は、本件過支給の原因が処分庁にあり、本件過支給について審査請求人には何ら帰責事由がなく、審査請求人は支給された扶助費の額が正しい額であると認識し消費していたものと推認される。
- ・処分庁において、本件処分により審査請求人の自立を阻害するおそれがあるか否かの調査及び検討がなされていたとは書面上見受けられない。

○答申の方向について、委員3名は審査庁の棄却の意見は妥当、委員2

名は審査庁の棄却の意見は妥当ではないとする意見があった。

エ 特別児童扶養手当額改定処分（事件番号503-3）  
事案の概要を確認し、答申の方向性については次回検討することとした。

オ 特別児童扶養手当有期再認定却下処分（事件番号503-6）  
事案の概要を確認し、答申の方向性については次回検討することとした。

## (2) 審理員審理の状況

知事への審査請求があり、審理員を指名した案件について、審理の進行状況等を事務局から説明した。